

## 別 紙

### H13.12.6 全国自由同和会高知県連合会との話し合い項目に対する考え方

#### <要請項目>

- 1 今回のモード・アバンセ等に対する事件は、県の特定の団体や企業に対する「迎合癒着の偏向行政」が根底にある故に起きたものと考え、そのために今日まで真面目に取り組み積み上げてきた同和問題解決に向けての成果は大変なダメージを受け、県民はもとより全国的に同和問題に対するイメージは損なわれ大きく後退したが、この点について県の責任は重大である。県は今回の事件の反省の上になら、今後どのような取り組みをするのかお聞きする。

#### <県の考え方>

県の融資等をめぐる一連の問題では、特定の個人や団体と県政との間にあった不透明な関係が、組織としての判断の主体性を失わせ、政策決定上の過ちにつながったという指摘がされ、同和対策をはじめとして、県政に対する県民の不信を招くこととなりました。

今、指摘されておりますのは、主に、特定の個人や団体との関係についてですが、高度化融資では、以前にも問題になった事例がありましたし、県の同和対策事業への取り組みや、同和関係団体への対応については、全体的に、主体性、透明性といった点で、問題があったと思います。また、こうした問題点について、見直す時期を逸してきたという反省もあります。

県では、このことを重く受け止め、部局長等で構成する庁議や、副部長等で構成する調整会議において、県政の改革を進め、県民の信頼を確保するために、長い時間をかけて議論を重ね、9月には、県政改革に向けての決意を取りまとめ、公表したところです。

その中で、今回の事案は、これを特異な事例として片づけるのではなく、

- ① 特定の個人や団体との摩擦を過度に避け、万事に波風を立てないで事を収めるといったことを評価する風潮があったこと
- ② 報告・連絡・相談が徹底されず、組織としての機能が十分に発揮されなかったこと
- ③ 情報公開に対する認識が不十分であったこと

など、県庁という組織に今なお潜んでいる体質的な問題から生じたこととしてとらえる必要があるとし、

今後は、

- ① 特定の個人や団体などへの毅然とした対応を評価する。
- ② 外部との話し合いをオープンにする取組みを推進する。
- ③ 課題意識を持ち行動する職員を養成する。
- ④ 庁内の情報共有を徹底し、多面的な議論を確保する。
- ⑤ 意思形成の過程を県民に明らかにする。
- ⑥ 情報公開を徹底する。

の基本的な考え方の下に、全力で県政改革に取り組んでいくこととしております。

こうした取り組みによりまして、県政に対する県民の信頼を回復するとともに、同和問題に対する県民の理解を得るように努めることによりまして、一日も早い同和問題の解決を目指してまいります。

<要請項目>

2 平成8年5月の「地対協、意見具申」を踏まえ、現「地対財特法」が14年3月に期限切れを控え、昨年12月に新法「人権教育啓発推進法」が議員立法により制定されたがこの法は3年以内に見直しをする事になっており、13年12月21日に「人権擁護推進審議会」の答申が出され、それによって15年春から夏に内閣の責任に於て新法が制定施行される予定である。同対法以来、地対法、地対財特法、新法人権教育啓発推進法と名称は変わってもその精神は、我が国に於ける人権問題の柱は同和問題であり、同和問題解決は国、行政の責任であり全国民的課題であることに変わりはない。県の新法に対する対応と見解を聞く。

<県の考え方>

昨年12月に公布、施行されました「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は、同法附則第2条の規定により、施行後3年以内に、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとされております。

人権救済制度の在り方については、今年5月に人権擁護推進審議会の答申が出され、引き続き、同審議会の人権擁護委員制度について検討が行われていますので、今後、これらを踏まえて、同法の見直しが進むものと受け止めております。

<要請項目>

3 平成13年6月27日に与党「人権問題等に関する懇話会」  
座長 岩崎 純三 顧問 野中 広務、古賀 誠、冬柴 鉄三  
太田 昭宏、二階 俊博  
福田 康夫 内閣官房長官に対し  
① 新たな人権救済制度の確立について  
② 奨学金の在り方について  
③ 住環境整備に関する事業の一般対策化について  
申し入れを行っているが、この3点について県はどう考えているか。  
(与党「人権問題等に関する懇話会」の申入書※3は別紙のとおり)

<県の考え方>

(①新たな人権救済制度の確立)

新たな人権救済制度の確立につきましては、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方についての答申で示されているように、救済方法や人権救済機関の組織体制などについての整備が必要であると考えています。

(②奨学金の在り方)

(教育委員会が説明)

**(③住環境整備に関する事業の一般対策化)**

これまで同和地区や同和関係者のみに対象を限定して実施されてきた特別対策は、今年度限りで終了し、来年度からは、同和地区や同和関係者に対象を限定せずに実施される一般対策で、分野ごと、課題ごとに対応することになります。

住環境の整備の分野でも、こうした考え方にに基づきまして取り組んでいくことになります。

国土交通省の来年度予算の概算要求では、小規模住宅地区等改良事業は、対象地域を要件としない一般対策にすることとされております。

<要請項目>

4 我が国における人権問題の柱は同和問題であると国も認め、県の審議会も認めており、知事も議会答弁で差別は現存する限り今後共、同和問題解決に向け対応してゆくと言っているが、具体的にどう対応してゆくのかお聞かせ願います。

<県の考え方>

同和問題につきましては、これまでの特別対策としての取り組みの結果、生活環境の整備をはじめとして、ハードの事業の面では一定の成果が上がっておりますが、なお、意識の面を中心として、課題が残っております。

課題がある限り、その解消に向けて取り組むことは当然のことですので、同和問題の解決に向けては、今後も、人権問題の柱の一つとして、取り組むこととしております。

その際、これまで特別対策として、同和地区や同和関係者のみに対象を限定して実施してまいりました施策は、今年度限りで終了いたします。来年度からは、一般対策として、同和地区や同和関係者であるかどうかを問わず、分野ごと、課題ごとに施策を実施してまいります。

中でも重要な課題であります差別意識の解消に向けた県民への啓発につきましては、その人権意識を把握しながら、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画や高知県人権施策基本方針等に基づきまして、積極的に取り組んでまいります。

<要請項目>

5 同和問題は他の人権問題とは、歴史的発生起源が異なり「差別の社会的本質が違う」問題であり、人権問題一般に解決できる問題ではない。同和問題に対する誤った差別意識の改革をするためには、歴史的史実に則り科学的な同和教育が最重要課題であるが、県は今後の取り組みについてどう考えているか。

<県の考え方>

(教育委員会が説明)

<要請項目>

6 世界的長期不況の中で、最も深刻な被害を受けている同和地区住民の経済基盤確立のため、雇用対策(仕事保障)についてどのように対応されるのかお示し下さい。

<県の考え方>

同和問題に対する特別対策は、今年度限りで終了いたしますので、来年度からは、雇用対策につきましても、同和地区や同和関係者であるかどうかを問わず、一般対策の中で対応してまいります。

雇用対策への取り組みにつきましては、国と県が互いに連携しながら進めてまいらなければならないと考えております。

今後も高知労働局や関係団体との緊密な情報交換を実施しながら取り組んでまいります。

<要請項目>

7 同和漁民対策として、これまで国は高知県に対し全国の約6割の対応をしてきた例もあるが、今後において一般対策に移行された後も、県は未解決問題についてどのような対応を考えているかお聞きします。

<県の考え方>

施設整備については、関係予算の重点配分を受けながら、関係漁協の要望に対応できるよう取り組んでまいりました。その結果として、立ち後れていた対象地域の施設整備は他と比較しても遜色のない水準を達成することができています。

今後とも、一般対策事業のなかで地域の要望に対応できるよう努めてまいります。

<要請項目>

8 人権擁護委員を市町村が推薦し、法務大臣がこれを委嘱し全国に約14,000人の人権擁護委員がいると云われるが、県はこの事につき市町村に対しどのような指導をしているのかお聞かせ願いたい。

<県の考え方>

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、国が設置しているもので、委員の選任に当たっては、市町村長が、推薦することとされております。

この人権擁護委員の推薦に係る事務は、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体であり、地域の人材に最もよく精通している市町村が、本来果たすべき役割として行う、いわゆる市町村の自治事務に該当するものでございます。

県といたしましては、指導を行う立場にありませんが、同法によりますと、市町村長は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があるなどの条件を満たす方を、当該市町村の議会の意見を聞いた上で推薦することとされております。